



商品売買基本契約書

株式会社 Soft-EX (以下「甲」という) と、[] (以下「乙」という) は、次の
とおり商品売買基本契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (取引条件等)

甲は下記の商品を以下の約定で乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

品名：ジアミスト次亜塩素酸水噴霧器
単価：21,600円（税込）

第2条 (再販条件)

1. 商品の再販売先、再販売価格、数量等の再販条件については、甲乙協議の上、別途これを定める。
2. 乙は前項に基づき定められた再販条件を誠実に遵守するものとする。

第3条 (納品)

1. 甲は、個別契約に定められた納期に、商品を乙の指定する場所に納品するものとする。
2. 甲は、納期前に商品を納入しようとする場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。
3. 甲は、納期に商品を納入できないおそれが生じたときは、直ちにその旨乙に通知するものとする。
4. 乙は本商品納入後、7日以内に商品の検査をするものとする。

第4条 (検品)

1. 乙は、本製品が納入されたときは、遅滞なく受入検査を実施し、納入された本製品が受入検査に合格したときは、甲に対し、検収の通知を発するものとする。
2. 受入検査により、品種、数量、品質について個別契約の定めと相違が発見されたときは、乙は、直ちにその旨甲に通知し、併せてその処理について指示を与えるものとする。
3. 本製品の納入後7日以内に、甲が検収の通知または前項に定める通知を発しないときは、納入日より8日後に検収合格されたものとみなす。

第5条 (品質保証)

1. 当該ジアミストの保証については5年間とし、内1年間はメーカー（株式会社ファインミスト等）保証であり、残りの4年間は動作保証を甲が保証する。
2. 甲は、乙に納入する本製品が甲の指示する仕様に合致し、定められた品質、性能を具備することを保証する。
3. 甲は第三者へ提供する場合においても同様の補償をするものとする。
4. 甲が乙に納入した本製品に隠れたる瑕疵が発見されたときは、甲は、無償で、瑕疵ある本製品の修理、代替品の納入、その他甲の求める措置を講ずるものとする。ただし、第4条で定めた期間を経過したときは、この限りでない。

第6条 (秘密保持)

甲および乙は本契約に関して知りえた情報を3年間一切他に漏洩させてはならない。

第7条（第三者の権利侵害）

甲が本件業務を行うにあたり、第三者との間に紛争が生じた場合は、甲の責任と負担においてこれを解決するものとする。

第8条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第9条（契約の適用）

本契約に関し、甲乙間協議の上、締結され、一切の個別契約に適用することとする。但し、個別契約で特別な条件を規定したときは、その規定に従うこととする。

第10条（協議）

本契約に定めない事項については、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年 [] 日

甲 東京都中央区日本橋兜町20-5 兜町八千代ビル3F

株式会社 Soft-EX

代表取締役 加瀬 知司



乙 []